

大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十一号）以下「改

正法」という。）の一部の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこと。

第二 この政令は、改正法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十二年八月十日）から施行すること。